国際ロータリー第２５６０地区

【ロータリー財団　地区補助金申請書記入要領】

［1.概要］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | 項目 | 記入の要点 |
| 1 | 申請クラブ | クラブの正式名称を記入。クラブで共同申請する場合は、そのクラブも併記。 |
| 2 | 補助金申請額 | 申請額は各クラブにおける当該年度の補助金利用可能額の範囲内とし、円表示にて記入。　　　　　※1 ロータリーレートについて |
| 3 | プロジェクト名 | 簡潔な名称を記入。 |
| 4 | 活動の種類 | ①地域社会の発展　②教育　③保健　④環境  ⑤その他より1種類を選択。 |
| 5 | プロジェクト概要 | このプロジェクトで何を実施するのかを簡潔に記入。 |
| ６ | 実施予定日 | 西暦表示。原則5月31日までに事業を終了し、プロジェクト終了後２ヶ月以内に報告書を提出。 |
| 7 | 実施場所 | 施設名、実施地域、その他プロジェクトの実施される場所が特定できる場所を記入。 |
| 8 | 協力団体 | 協力団体がある場合は地区補助金所定の覚書の締結が必要。 |

［2.プロジェクト］

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 9 | 目的 | プロジェクトの目的、その狙いを具体的に記入。 |
| 10 | 受益者の特定 | 受益者および受益地域を具体的に記入。公募の場合は対象者の選定方法を記入。 |
| 11 | ニーズの確認 | 受益者、受益地域のニーズをどの様に確認・把握したのかを具体的に記入。 |
| 12 | ロータリアンの参画 | ロータリアンの参加人数、積極的かつ具体的な参画計画等の記入。 |
| 13 | 成果の確認 | プロジェクトにより、どのような成果や変化を期待し、それをどのように確認（例としてアンケート、ヒヤリング等）するかを具体的に記入。 |
| 14 | 持続可能性 | プロジェクト終了後においても受益者や受益地域が自立してその成果や変化を継続していけるかの可能性を記入。 |
| 15 | 広報活動 | プロジェクトがロータリーの公共イメージの向上に寄与する事業であることを具体的に記入。 |
| 16 | 継続事業 | ［継続事業を実施する場合］  連続して同様の事業を行う場合は、特定の受益者への過度な支援になっていないかを考慮のうえ継続事業すべき目的やその狙いを記入。 |
| 17 | 寄贈 | ［寄贈のある場合］  寄贈が、単に物品を贈与するためにとどまらず、それ以上のどんな成果や変化を期待しているかを記入。 |

［3.予算］

＊プロジェクトにかかわる全ての予算額（すべての消費税込みの円表示）を記入してください。なお、内訳が不明な費用（例えば予備費、消耗費等）やロータリアンの飲食代は本申請書には計上することができません。

＊予算の根拠となるクラブ宛の見積書（税込）の添付が必要となります。但し、見積先にロータリアンが所属する企業が含まれる場合には、所属確認の欄に☑を記入し、相見積書の添付が必要となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 18 | 見積予算額 | 記入されたすべての予算額に対応する見積書を本申請書に添付。なお、見積書の宛名はクラブの正式名称となっているかを確認。  ※2　通販サイトにより物品購入等について  ※3 金券購入について |
| 19 | 内訳 | 金額の具体的な内訳を明記。 |
| 20 | 補助金申請額（　　　＄） | 米ドル表示。 |
| 21 | （申請時レート1＄: 　円） | 3月のロータリーレート（My Rotary内参照）を確認の上、記入。 |
| 22 | クラブ資金 | 申請クラブからの拠出金がある場合は記入。※4 |
| 23 | その他の資金 | 該当する場合のみ具体的に記入。 |

※1 ロータリーレートについて

３月のロータリーレートを使用し、申請額をご記入ください。なお、ロータリーレートの変動により申請時の補助金申請額と支給決定額が増減する場合があります。為替差益の生じた場合は、事業費として全額支出することに努め、為替差損が生じた場合は、クラブ資金より補填していただくことになりますのでご承知置き下さい。

※2通販サイトによる物品購入等について

地区補助金を利用したプロジェクトにおける物品等の購入は、地元への貢献や公共イメージの向上などの観点からクラブ地域内から調達し、還元することが望まれます。しかし、やむを得ず物品等の購入を通販サイト等において行う場合においても、地元購入と同様にクラブ宛ての商品の見積書、請求書、領収書の提出が必要です。

※3金券購入について

図書券、商品券、プリペードカード等の金券は現金通貨ではないが、現金通貨に準じるかたちで流通しているために金券購入は補助金の対象外となります。

※4申請クラブからの拠出金について

地区財団活動資金（ＤＤＦ）の配分率減少の為、2024～25年度以降配分額以上の大規模なプロジェクトに対するクラブ拠出は増額となります。